

齒科保健課

1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているところである。

各都道府県等におかれても、本運動の一層の推進にご尽力をお願いする。

なお、厚生労働省としては、歯科保健医療対策として以下の取組を行っている。

(1) 平成17年歯科疾患実態調査の結果について

調査結果の概要については、昨年6月2日付けで、また、詳細版を本年1月29日付けで厚生労働省のホームページ上に掲載したところであり、80歳で20歯以上を有する者の割合が、初めて20%を超える（75-79歳では27.1%、80-84歳では21.1%）等、総じて歯科疾患の状況は改善の方向にある結果となった。

なお、結果の詳細等については、ホームページを参照いただきたい。

- ・ 概要版 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0602-2.html>
- ・ 詳細版 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/01/tp0129-1.html>

(2) 8020運動の推進について

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、本運動の一層の推進と歯科保健の円滑な推進体制の整備を目的に「8020運動推進特別事業」を実施しているが、平成19年度予算案においても、医療提供体制推進事業の一つとして、引き続き予算計上している。各都道府県において歯科保健対策を推進するにあたっては、市町村等との連携を図り、都道府県等の創意工夫による地域の実状を踏まえた積極的な取り組みをお願いする。

(3) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科医療対策として以下の事業に対する助成について、平成19年度予算案に計上しているところである。

【へき地医療対策】

- ①無歯科医地区及び離島住民に対する歯科巡回診療事業
- ②過疎地域における歯科診療所の整備
- ③へき地中核病院設備整備（歯科医療機器分）

また、これまで救急医療対策として助成してきた、①休日等歯科診療所の運営事業費、②歯科の在宅当番医制、③休日等歯科診療所の設備整備費については、各自治体における事業の定着化等に鑑み、一般財源化されたことから、都道府県においては、本事業が引き続き実施できるよう格段のご協力をお願いする。

(4) 歯科保健関係行事について

平成19年度の行事予定は以下のとおりであるので、各都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

ア 6月4日～10日を「歯の衛生週間」とする。

イ 第28回全国歯科保健大会を11月17日(土)に東京都で開催予定。

(5) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いする。特に、現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

(6) 歯科衛生士の修業年限等の改正について

歯科衛生士の資質向上の観点から、歯科衛生士の養成課程における修業年限等の指定基準を改正する「歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」が、平成17年4月1日より施行され、あわせて、歯科衛生士学校養成所指導要領が示されたところである。修業年限については、平成22年3月末までに移行することとなっている

ことから、都道府県においては、関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、円滑な移行について引き続き、ご指導方よろしく願います。

(7) いわゆる海外歯科技工物について

インターネットの普及等により、歯科医師が国外で作成された歯科補てつ物等を輸入し患者に提供する事例が散見されることから、その取り扱いについては、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」（平成17年9月8日医政歯発第0908001号）により、通知したところであるが、第165回臨時国会において、本件に関する質問主意書が提出され、答弁書を提出しているので、業務の参考にされるとともに、関係者に周知されたい。

(通 知)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/181010-a00.pdf>

(質問主意書)

第165回国会（臨時国会）

提出番号 5、19

http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_c03_01.htm

2. 歯科医師の臨床研修について

(1) 歯科医師臨床研修の概況について

歯科医師臨床研修が必修となった初年度である平成18年度は、約2,660人の臨床研修歯科医が研修を実施している。各都道府県には、平成18年12月22日厚生労働省医政発第1222001号により歯科医師臨床研修費補助事業を含む交付要綱を発出したところであり、平成19年3月の交付を予定している。なお、歯科医師臨床研修施設の一覧を各都道府県担当者宛に送付済みであることを申し添える。

歯科医師臨床研修において地域歯科保健活動を研修することは極めて重要な事項であるため、保健所等における歯科医師臨床研修の実施について協力の依頼をしている（平成17年8月11日医政発第

0811001号厚生労働省医政局歯科保健課長通知)。貴管下の保健所等に臨床研修施設より研修協力施設の登録の依頼があった場合には、積極的な取り組みを行うようお願いする。

(2) 歯科医師の臨床研修における修了等の基準について

臨床研修の修了者において一定の水準を確保するため、新歯科医師臨床研修評価基準検討会による評価基準及び修了基準等に関する中間とりまとめを平成18年3月に公表した。この中間とりまとめを踏まえ、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成17年6月28日医政発第0628012号厚生労働省医政局長通知）」を改正する予定である。

(3) 臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録について

新制度の歯科医師臨床研修臨床研修を修了した者は、臨床研修を修了した旨を歯科医籍へ登録することとなる。この修了登録の申請は平成19年4月に開始されるが、歯科医師免許の申請とは異なり、保健所を通さずに申請書を地方厚生局に送付することとなるので了知していただくとともに、貴管下の臨床研修施設等への周知をお願いしたい。

(4) 臨床研修制度の充実に関する事項について

歯科医師臨床研修のさらなる充実を図るため、歯科医師臨床研修推進検討会を設置し、平成19年1月30日に第1回の検討会を開催したところである。本検討会は、臨床研修施設群方式の推進の方策、研修管理委員会の役割について検討し、より良い制度構築を行うことを目的としている。

なお、本検討会に関連し、臨床研修施設の現状や個別の対応状況について把握するために厚生労働科学研究（主任研究者：俣木志朗教授、東京医科歯科大学歯科医療行動科学分野）としてアンケート調査が実施される予定である。都道府県立病院等においてもアンケート調査へのご協力をお願いしたい。

3. 新規参入歯科医師の削減について

昨年8月末、文部科学・厚生労働両大臣により歯科医師の養成に関して、歯学部入学定員の削減と、歯科医師国家試験の合格基準の引き上げを記した確認書が示された。この確認書に鑑み、昨年12月に歯科医師の需給に関する内容を含めた、「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書」を公表した。この中間報告書に基づき、昨年12月末から歯科医師国家試験の改善検討に着手したところである。

なお、今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書の全文については、ホームページを参照いただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/s1208-9.html>

